

関係団体等との交流に伴う経費の支出基準

制定 平成 28 年 3 月 31 日 区長決定

要綱第 115 号

改正 令和 6 年 3 月 5 日 要綱第 71 号

(目的)

第 1 条 この基準は、区の事務事業と直接かつ密接な関係を有する各種団体等(以下「関係団体等」という。)との交流に要する経費(以下「交流経費」という。)の支出について必要な基準を定めることにより、区政の円滑な執行を図ることを目的とする。

(支出対象者)

第 2 条 交流経費は、次の各号に掲げる者が関係団体等との飲食を伴う会合等(以下「会合等」という。)に出席する場合に支出することができる。

(1)参事(専門参事を含む。)の職にある者

(2)副参事(専門副参事を含む。)の職にある者

(3)前 2 号に掲げる者のほか、区長室長が特に必要があると認める者

2 交流経費の支出対象者は、1 回の会合等への出席につき原則として 1 人とする。ただし、区長室長が必要と判断した場合は、この限りではない。

(支出基準)

第 3 条 交流経費は、次に掲げる条件をすべて満たしている場合に支出することができる。

(1)各課等で所管している事務事業と直接かつ密接な関係にある会合等に出席するとき。

(2)前号の会合等に職務として出席することが必要であり、かつ、公費を支出することが妥当であると認められるとき。

(3)会合等の会費等が原則として明示されているとき。

2 関係団体等の代表者等に対する慶弔金については、支出の対象としない。

(支出金額)

第 4 条 交流経費の支出金額は、会費等の金額の範囲内で、1 回 5,000 円を限度とする。

(支出方法)

第 5 条 交流経費の支出を受けようとする者は、交流経費申請書(別記様式)に関係団体等からの案内状その他これに類する書類の写しを添えて、区長室長に申請しなければならない。

2 区長室長は、前項の規定による申請があった場合は、当該申請の内容を審査し、適当と認めるときは、予算の範囲内で支出金額を決定する。

3 区長室総務課長は、品川区会計事務規則(昭和 39 年品川区規則第 5 号)第 82 条の規定に基づき、あらかじめ交流経費の資金前渡を受け、品川区会計事務規則第 83 条の規定により管理しなければならない。

(庶務)

第 6 条 交流経費の庶務は、区長室総務課において処理する。

(委任)

第 7 条 この基準に定めるもののほか、交流経費の支出について必要な事項は、区長室長が別に定める。

付 則

この基準は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この基準は、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

交流経費申請書

区長室長 様

所管部長

下記のとおり申請します。

記

1. 申請金額	円（会費等の範囲内で1人1回 5,000 円を上限）
2. 出席者役職・氏名	
3. 行事、会合等の名称	
4. 主催者	
5. 実施年月日	年 月 日（ ）
6. 実施場所	
7. 参加費等の金額	円（案内状等に記載されている金額）
8. 同行者役職・氏名	
9. 申請理由	

※上記内容が確認できる案内状等（参加費等が記載されているもの）を添付してください。

年 月 日

上記の申請について、

承認する。

承認しない。